

## 【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成25年11月27日
【会社名】	日医工株式会社
【英訳名】	Nichi-Iko Pharmaceutical Co., Ltd.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 田村 友一
【本店の所在の場所】	富山県富山市総曲輪一丁目6番21
【電話番号】	076(432)2121(代表)
【事務連絡者氏名】	常務執行役員管理本部長 稲坂 登
【最寄りの連絡場所】	富山県富山市総曲輪一丁目6番21
【電話番号】	076(432)2121(代表)
【事務連絡者氏名】	常務執行役員管理本部長 稲坂 登
【届出の対象とした募集有価証券の種類】	新株予約権証券
【届出の対象とした募集金額】	株主割当 0円 (注) 会社法第277条に規定される新株予約権無償割当ての方法により割り当てられるため、新株予約権の発行価額の総額は0円となる。  新株予約権の発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額 12,837,003,984円 (注) 上記新株予約権の発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額は、平成25年11月27日現在の当社の発行済株式総数(当社が保有する当社普通株式の数を除く。)を基準として算出した見込額である。新株予約権の行使期間内に行使が行われない場合には、新株予約権の発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額は減少する。但し、新株予約権の行使に際して、新株予約権の保有者は新株予約権の行使に際して払い込むべき金額に引受人への手数料を加えた行使代金を支払うこととなるため、新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額と、行使代金の合計額とは異なる。
【安定操作に関する事項】	該当事項なし
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

## 第一部【証券情報】

### 第1【募集要項】

#### 1【新規発行新株予約権証券】

##### (1)【募集の条件】

発行数	39,866,472個(注)6.
発行価額の総額	0円
発行価格	0円
申込手数料	該当事項なし
申込単位	該当事項なし
申込期間	該当事項なし
申込証拠金	該当事項なし
申込取扱場所	該当事項なし
払込期日	該当事項なし
割当日	平成25年12月9日
払込取扱場所	該当事項なし

##### (注)1. 取締役会決議日

平成25年11月27日開催の当社取締役会決議による。

##### 2. 募集の方法

会社法第277条に規定される新株予約権無償割当ての方法により、下記(注)3.に定める株主確定日における当社の最終の株主名簿に記載又は記録された当社以外の株主に対し、その有する当社普通株式1株につき新株予約権1個の割合で、当社第5回新株予約権(以下「本新株予約権」という。)を割り当てる(以下「本新株予約権無償割当て」という。)

##### 3. 株主確定日

平成25年12月6日

##### 4. 割当比率

各株主の有する当社普通株式1株につき本新株予約権1個を割り当てる。

##### 5. 本新株予約権無償割当ての効力発生日(会社法第278条第1項第3号に定める新株予約権無償割当てがその効力を生ずる日をいう。以下同じ。)

平成25年12月9日

##### 6. 発行数(本新株予約権の総数)について

発行数(本新株予約権の総数)は、株主確定日における当社の発行済株式総数から同日において当社が保有する当社普通株式の数を控除した数とする。上記発行数は、平成25年11月27日現在の当社の発行済株式総数(当社が保有する当社普通株式の数を除く。)を基準として算出した見込数である。なお、本邦以外の地域に居住又は所在する株主(以下「外国株主」という。)に対する割当てについては、50名以上の者を相手方として行われる募集に該当し、外国株主に対して割り当てられる本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の総額が1億円以上となることを見込まれるため、当社は、かかる割当てに関して、金融商品取引法第24条の5第4項並びに企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第1項及び同条第2項第1号の規定に基づき、平成25年11月27日付で臨時報告書を提出している。

##### 7. 振替機関の名称及び住所

株式会社証券保管振替機構

東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号

## 8. 申込手数料、申込単位、申込期間、申込証拠金、申込取扱場所、払込期日及び払込取扱場所について

本新株予約権は、会社法第277条に規定される新株予約権無償割当ての方法により発行されるため、上記（注）

5. に定める効力発生日において、何らの申込み手続を要することなく、また、新たな払込みを要することなく、本新株予約権が付与されることとなる。したがって、申込み及び払込みに関連する上記事項については、該当事項はない。

## 9. 外国に居住又は所在する株主による本新株予約権の行使等について

本新株予約権の募集については、日本以外の法域において登録又は届出を行っておらず、またその予定もない。したがって、外国に居住又は所在する者については、それぞれに適用される証券法その他の法令により、本新株予約権の行使又は転売が制限されることがあるので、外国株主（当該株主に適用ある外国の法令により、上記の制限を受けない機関投資家等を除く。）は、かかる点につき注意を要する。

本新株予約権無償割当ては、非米国会社の有価証券に関して行われるものであり、米国の開示規制とは異なる日本の開示規制が適用される。本有価証券届出書及びその参照書類に含まれる財務情報は、日本において一般に公正妥当と認められる企業会計基準に従って作成されており、米国企業の財務情報との比較が困難な場合がある。当社は日本に所在しており、かつ、当社の役員及び取締役の一部又は全部が日本の居住者となる可能性があるため、米国株主がその権利又は米国の連邦証券規制上生じた請求権を執行することが困難な場合がある。米国株主は、米国証券規制の違反について米国外の裁判所において非米国会社又はその役員若しくは取締役を提訴することができない可能性がある。また、非米国会社及びその関連会社を米国の裁判所の管轄に服させることが困難な場合がある。

本新株予約権の行使による株式の発行は、米国1933年証券法（その後の改正を含み、以下「米国証券法」という。）の第4条第(a)項第(2)号又は米国証券法に基づくレギュレーションSに依拠して行われることが想定されている。したがって、本新株予約権の行使による株式の発行に関して米国証券取引委員会に対する届出書の提出は行われない。

(イ)本新株予約権の保有者（以下「本新株予約権者」という。）が米国に所在する場合（本新株予約権者が投資判断を一任されることなく顧客等の勘定で本新株予約権を保有する場合を除く。）及び(ロ)本新株予約権者が投資判断を一任されることなく顧客等の勘定で新株予約権を保有するときで、当該顧客等が米国に所在する場合（(イ)の場合の本新株予約権者及び(ロ)の場合の顧客等を、以下「米国保有者」という。）には、下記「(2)新株予約権の内容等」（注）8. に定める手続を経たうえで、当該米国保有者が米国証券法に基づくルール144Aに定義される適格機関投資家（以下「適格機関投資家」という。）であると当社が合理的に判断することを要する。

米国保有者が本新株予約権を行使する場合、当該米国保有者が適格機関投資家であると当社が合理的に判断する場合にのみ本新株予約権の行使が認められるため、当社は、米国私募コーディネーターである野村インベスター・リレーションズ株式会社（以下「米国私募コーディネーター」という。）を通じて、当該米国保有者の氏名又は名称が商用データベースに適格機関投資家として掲載されていることを確認すること及び米国私募コーディネーターが必要とみなすその他の手続を行うことを含め、当該米国保有者が適格機関投資家であるか否かを検証するための手続を行う。特に当該米国保有者の氏名又は名称が商用データベースに適格機関投資家として掲載されていない場合等には、検証手続が完了するまでに時間を要する可能性があるため、本新株予約権の行使若しくは株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」という。）における売却又はそれらの時期を決定するにあたっては、検証手続が遅延した場合及び当該米国保有者が適格機関投資家でないと判断された場合の影響を慎重に考慮する必要がある。例えば、検証手続が本新株予約権の権利行使期間の末日までに完了しない場合及び当該米国保有者が適格機関投資家でないと判断された場合のいずれにおいても、当該米国保有者は本新株予約権を行使することができないこととなり、さらに判断の時期によっては、東京証券取引所における本新株予約権の取引市場がその時点では利用できず、本新株予約権を売却することもできない結果となる可能性がある。当社及び米国私募コーディネーターは、検証手続を適時に行うよう努めるが、当社及び米国私募コーディネーターのいずれも権利行使期間の満了又は東京証券取引所における本新株予約権の上場廃止までに検証手続を完了する義務を負わず、かつ、それに関するいかなる責任も負わない。さらに、本新株予約権を行使しようとする米国保有者が適格機関投資家でないと判断するにあたっては、当社は完全な裁量を有し、かかる判断は最終的かつ確定的なものであり、当社及び米国私募コーディネーターは、かかる判断について説明責任を含め何らの責任も負わない。

本新株予約権は、東京証券取引所に上場され、株式会社証券保管振替機構の振替制度を通じて取引される。

## (2)【新株予約権の内容等】

新株予約権の目的となる株式の種類	当社普通株式 権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式である。なお、単元株式数は100株である。
新株予約権の目的となる株式の数	1. 19,933,236株 上記本新株予約権の目的となる株式の総数は、平成25年11月27日現在の当社の発行済株式総数(当社が保有する当社普通株式の数を除く。)を基準として算出した見込数である(本新株予約権1個当たりの目的となる株式の数は、0.5株とする。)。なお、本欄第2項に記載のとおり、本新株予約権については、その行使ごとに1株に満たない端数の切り捨てが行われるため、全ての本新株予約権が行使された場合に交付される株式の総数が、上記本新株予約権の目的となる株式の総数よりも少なくなる場合がある。 2. 本新株予約権を行使した本新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数が生じたときは、その端数を切り捨てるものとする。
新株予約権の行使時の払込金額	1. 各本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額(以下「出資価額」という。)は、本新株予約権1個当たり322円とする。 2. 当社普通株式1株当たりの出資価額は、644円とする。(注)3. なお、各本新株予約権の行使に際して本新株予約権者が支払うべき金額(以下「行使代金」という。)は、本新株予約権1個当たり338円とする。当社普通株式1株当たりの行使代金は、676円とする。
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額	12,837,003,984円 上記本新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額は、平成25年11月27日現在の当社の発行済株式総数(当社が保有する当社普通株式の数を除く。)を基準とし、出資価額により全ての本新株予約権が行使され、「新株予約権の目的となる株式の数」欄第1項に記載の数の株式が発行されたと仮定して算出した見込額である。
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	1. 本新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式1株の発行価格 本新株予約権の行使により発行する当社普通株式1株の発行価格は、644円とする。 2. 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金の額 本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。 本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記記載の資本金等増加限度額から上記に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
新株予約権の行使期間	平成26年1月14日から平成26年1月24日まで及び平成26年1月30日とする。(注)4.

新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所	<p>1. 本新株予約権の行使請求の受付場所 三井住友信託銀行株式会社 証券代行部</p> <p>2. 本新株予約権の行使請求の取次場所 該当事項なし</p> <p>3. 本新株予約権の行使請求の払込取扱場所 野村信託銀行株式会社 本店営業部</p> <p>4. 本新株予約権の行使請求及び払込みの方法</p> <p>(1) 本新株予約権を行使しようとする本新株予約権者は、その直近上位機関(当該本新株予約権者が本新株予約権の振替を行うための口座を開設した振替機関又は口座管理機関をいう。以下同じ。)に対して、本新株予約権の行使を行う旨の申出及び行使代金の支払いを行う。行使代金は、出資価額(本新株予約権1個当たり322円)に、下記「(3)新株予約権証券の引受け」に記載の引受人に対して支払われる手数料(本新株予約権1個当たり16円)を加えた金額(本新株予約権1個当たり338円)とし、そのうち出資価額が本新株予約権の行使に際しての払込みに充当されるものとする。</p> <p>(2) 直近上位機関に対し、本新株予約権の行使を行う旨を申し出た者は、その後これを撤回することができない。</p>
新株予約権の行使の条件	各本新株予約権の一部行使はできないものとする。
自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件	<p>当社は、平成26年1月29日に、交付財産(以下に定義する。)と引換えに、同日において残存する本新株予約権の全部(一部は不可)を取得するものとする。</p> <p>「交付財産」とは、本新株予約権1個当たり、平成26年1月28日の東京証券取引所が公表する当社普通株式の普通取引の売買高加重平均価格(以下「VWAP価格」という。)(同日にVWAP価格が公表されなかった場合にはその日に先立つ直近日のVWAP価格)に0.5を乗じて得られる金額から行使代金である338円を差し引いた金額(負の数値である場合は0円とする。)の70%に相当する額(1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てるものとする。)をいう。</p>
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による本新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要しない(会社法第236条第1項第6号に掲げる事項に該当しない。)
代用払込みに関する事項	該当事項なし
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	該当事項なし

## (注) 1. 社債、株式等の振替に関する法律の適用

本新株予約権は、その全部について社債、株式等の振替に関する法律(以下「社債等振替法」という。)第163条の定めに従い社債等振替法の規定の適用を受けることとする旨を定めた新株予約権であり、社債等振替法第164条第2項に定める場合を除き、新株予約権証券を発行することができない。また、本新株予約権及び本新株予約権の行使により交付される株式の取扱いについては、振替機関の定める株式等の振替に関する業務規程その他の規則に従う。

## 2. 本新株予約権の行使請求の効力発生時期

本新株予約権の行使請求の効力は、行使請求に要する事項の通知が上記「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄第1項に記載の行使請求の受付場所(以下「行使請求受付場所」という。)に到達し、かつ、当該本新株予約権の出資価額の全額が同欄第3項に定める払込取扱場所(以下「払込取扱場所」という。)の当社の指定する口座に入金された日に発生する。

## 3. 本新株予約権の行使に際して出資される当社普通株式1株当たりの財産の価額

上記「新株予約権の目的となる株式の数」欄第1項に記載のとおり、本新株予約権1個当たりの目的となる株式の数は0.5株であるため、本新株予約権の行使により当社普通株式1株を取得するためには、本新株予約権2個を行使し、出資価額として合計644円を払い込む必要がある。

#### 4. 本新株予約権の行使請求の具体的手続及び期限

本新株予約権の権利行使に係る期間は、

(イ) 下記「(3) 新株予約権証券の引受け」に記載の引受人以外の本新株予約権者(以下「一般投資家」という。)が権利行使することができる期間(以下「一般投資家権利行使期間」という。)

平成26年1月14日(火)から平成26年1月24日(金)まで

(ロ) 会社法に基づいて新株予約権の内容として定める本新株予約権の行使期間

平成26年1月14日(火)から平成26年1月24日(金)まで及び平成26年1月30日(木)

であり、上記「新株予約権の行使期間」欄に記載の期間は上記(ロ)の期間である。上記「自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件」欄に記載のとおり、当社は、平成26年1月29日(水)に、同日において残存する本新株予約権の全部を取得する。したがって、一般投資家が本新株予約権を行使する場合には、平成26年1月14日(火)から平成26年1月24日(金)までの期間に本新株予約権の行使請求を行う必要がある。そして、本新株予約権の行使請求の効力は、行使請求に要する事項の通知が行使請求受付場所に到達し、かつ、当該本新株予約権の出資価額の全額が払込取扱場所の当社の指定する口座に入金された日に発生するため、一般投資家が本新株予約権を行使するためには、行使請求受付場所において、本新株予約権の行使請求取次ぎに必要な事項の通知が受理されるとともに、出資価額の払込みが確認されていることが必要となる。

口座管理機関(機構加入者)における振替新株予約権の新株予約権行使の処理フローの標準的な処理日程として、本新株予約権者とその口座管理機関(機構加入者)に対し、本新株予約権の行使請求の申出及び行使代金の支払いを行った日の翌営業日に、本新株予約権行使請求の行使請求受付場所に対する取次ぎが行われることが想定されている(当該処理日程については、振替機関が公表している株式等振替制度に係る業務処理要領に振替新株予約権の新株予約権行使の処理フローの標準処理日程として記載されている。)。当該処理日程によれば、一般投資家権利行使期間の満了日当日に本新株予約権の行使請求の申出及び行使代金の支払いを行った場合には、一般投資家権利行使期間の期間内に本新株予約権の行使請求取次ぎに必要な事項の通知が行使請求受付場所に到達せず、本新株予約権の行使請求の効力が生じない可能性がある。そのため、一般投資家が一般投資家権利行使期間の期間内に確実に本新株予約権の行使を行うためには、遅くとも、平成26年1月23日(木)の営業時間中に、口座管理機関(機構加入者)に対する本新株予約権の行使請求の申出及び行使代金の支払いに係る手続が完了していることが必要となる。但し、一般投資家からの行使請求の受付期間は、各口座管理機関において異なる場合があるため(なお、機構加入者でない口座管理機関(間接口座管理機関)が行使請求を受け付ける場合には、口座管理機関(機構加入者)に委託して新株予約権行使請求の取次ぎが行われるため、口座管理機関(機構加入者)が直接行使請求を受け付ける場合に比し、手続に時間を要する可能性がある。)、必ず各一般投資家自身で、各口座管理機関に確認する必要がある。

なお、一般投資家が本新株予約権の一部又は全部につき平成26年1月24日(金)までに上記の行使請求手続を行わない場合においては、当社は、平成26年1月29日(水)に、上記「自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件」欄に記載の交付財産と引換えに、同日において残存する本新株予約権の全部を取得する。

#### 5. 株式の交付方法

当社は、行使請求の効力発生後、当該行使請求に係る本新株予約権者に対し、当該本新株予約権者が指定する直近上位機関における振替口座簿の保有欄に振替株式の増加の記録を行うことにより株式を交付する。

なお、本新株予約権の行使に際しては、当社普通株式を新規に発行するものとし、自己株式は使用しないものとする。

#### 6. 本新株予約権の売買等

本新株予約権は、東京証券取引所において、同取引所が本有価証券届出書提出日以降に公表する期間、上場される予定である。上場日は本新株予約権無償割当ての効力発生日(平成25年12月9日(月))となることが予定されているが、変更されることがある。本新株予約権は、本新株予約権が同取引所に上場されている間、同取引所において売買を行うことができる。なお、法令諸規則に従い、同取引所外において本新株予約権を売買することを妨げない。社債等振替法の適用により、本新株予約権の売買は、振替機関又は口座管理機関における振替口座での振替えにより行われる。

#### 7. 税務上の取扱い

各株主及び各本新株予約権者の本新株予約権に係る税務上の取扱い及び証券口座に係る取扱いについては、各株主及び各本新株予約権者自身の責任において、自らの税理士等の専門家及び証券会社に確認する必要がある。

#### 8. 外国法令の遵守に関する手続

(1) 本新株予約権者が米国保有者の場合には、下記「ないし」の手続を経たうえで、当該米国保有者が適格機関投資家であると当社が合理的に判断することを要するものとする。当該米国保有者が適格機関投資家でないとき

社が判断した場合、かかる判断は、最終的かつ確定的なものであり、当社はこれについて説明責任を含め何らの責任も負わない。

米国保有者が、自己が適格機関投資家であることを表明し、本新株予約権の行使により交付される株式の転売制限について同意すること等の内容を記載した宣誓書を、米国私募コーディネーターである野村インベスター・リレーションズ株式会社及び(米国私募コーディネーターを経由して)当社に提出すること。かかる宣誓書の雛形は、当社ホームページ(<http://www.nichiiiko.co.jp/english/index.html>)に掲載される。

米国私募コーディネーターが、当該米国保有者に関する適格機関投資家確認書を当該米国保有者及び当社に提出すること。なお、米国私募コーディネーターは、本新株予約権者が本 の手続を経ることができないことにより本新株予約権を行使できない場合であっても、その理由のいかんを問わず、説明責任を含め何らの責任も負わない。

本新株予約権者が、上記 及び の手続を履践した旨の表明がなされた行使請求取次依頼書に、適格機関投資家確認書を添えて、直近上位機関に提出すること。

(2) 上記(1)以外の場合には、本新株予約権を行使しようとする各本新株予約権者は、上記「(1) 募集の条件」

(注) 9 . の(イ)又は(ロ)のいずれにも該当しない旨の表明がなされた行使請求取次依頼書を直近上位機関に提出することを要する。

### (3) 【新株予約権証券の引受け】

引受人の氏名又は名称	住所	引受新株予約権数(個)	引受けの条件
野村證券株式会社	東京都中央区日本橋一丁目9番1号	引受人が取得する新株予約権証券に係る新株予約権の数は、平成26年1月29日において当社が保有する全ての本新株予約権の数とする。引受けの対象となる新株予約権証券の全てを取得することとなったと仮定した場合の新株予約権証券に係る新株予約権の数は、株主確定日における当社の発行済株式総数から同日において当社が保有する当社普通株式の数を控除した数である。	(注) 1 .、 2 .、 3 .
計	-	-	-

- (注) 1 . 当社は、引受人との間で平成25年11月27日(水)付で本新株予約権行使のコミットメント契約(以下「コミットメント契約」という。)を締結している。コミットメント契約上、当社が上記「(2) 新株予約権の内容等」の「自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件」欄に記載の取得条項に従い本新株予約権者から取得した未行使の本新株予約権の全部を引受人に譲渡し、引受人が本新株予約権の行使期間内に自ら当該本新株予約権を行使する方法(以下「本件コミットメント」という。)により、引受人が当社から譲渡を受けた本新株予約権の全てを行使することが合意されている。但し、コミットメント契約に定める義務に関して当社による重大な違反がある場合、当社の業績に悪影響を及ぼす重大な事態が発生した場合等においては、引受人による本新株予約権の譲受け及び行使が行われず、又はコミットメント契約が解除される可能性がある。なお、引受人は、コミットメント契約が解除される場合でも、手数料を引き続き受領することができ、受領した手数料を返還する義務を負わないものとする。
- 2 . 当社から引受人への譲渡の本新株予約権1個当たりの対価(以下「譲渡価格」という。)は、平成26年1月28日(火)のVWAP価格(同日にVWAP価格が公表されなかった場合にはその日に先立つ直近日のVWAP価格)に0.5を乗じて得られる金額の90%に相当する額から行使代金である338円を差し引いた金額(負の数値である場合は0円とする。また、1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てるものとする。)である。但し、計算の結果が交付財産を上回らない場合には、譲渡価格は交付財産と同額とするが、交付財産が0円となる場合は、引受人は、当社が取得した本新株予約権の全てを合計1円で譲り受ける。
- 3 . 引受人に対して支払われる手数料の総額の、平成25年11月27日現在の当社の発行済株式総数(当社が保有する当社普通株式の数を除く。)を基準として算出した見込額は、637,863,552円である。
- 4 . 引受人が引受けの対象となる本新株予約権の全てを取得することになったと仮定した場合、当社が発行者である株券等に係る引受人の株券等保有割合は5%を超える可能性がある。なお、平成25年11月20日における当社が発行者である株券等に係る引受人の株券等保有割合は2.39%である。

## 2【新規発行による手取金の使途】

### (1)【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額（円）	発行諸費用の概算額（円）	差引手取概算額（円）
12,837,003,984	260,000,000	12,577,003,984

(注) 1. 上記払込金額の総額は、本新株予約権の出資価額の合計額であり、平成25年11月27日現在の当社の発行済株式総数（当社が保有する当社普通株式の数を除く。）を基準とし、本新株予約権無償割当てにより割当てのあった全ての本新株予約権が行使されたと仮定した場合の見込額である。

#### 2. 発行諸費用の内訳

各口座管理機関への事務手数料 13,000万円

弁護士報酬及び証券代行諸費用等 13,000万円

なお、当社は引受人に対して手数料を支払わないため、かかる手数料は発行諸費用に含まれていない。なお、上記「(3) 新株予約権証券の引受け」(注) 3. に記載のとおり、手数料総額の見込額は637,863,552円である。

#### 3. 発行諸費用の概算額には、消費税等は含まれていない。

### (2)【手取金の使途】

上記差引手取概算額12,577,003,984円のうち2,377,003,984円については、平成26年4月に承継する予定のアステラスファーマテック株式会社（本社：東京都中央区、代表取締役社長：清水隆司）の日本の製造拠点の一つである富士工場（静岡県富士市）の承継新子会社への融資資金として、平成26年4月から平成29年3月までに充当する予定である。承継新子会社は当該融資資金を、承継後に予定する生産設備の制御機器等の設備更新及び当社が現在他社に製造委託している製品の内製化に向けた設備投資に充当する予定である。

また、製品開発競争がますます厳しくなることが予想される中で、当社は、今後のグローバル展開も見据え新剤形を工夫した高付加価値製剤の開発に一層取組むべく、承継新子会社の工場敷地内に製剤技術開発センターを建設する予定であるところ、その建設資金と試験設備等に平成26年10月から平成27年12月に3,000百万円を充当する。当該製剤技術開発センターで既存医薬品を改良・改善した高付加価値製剤を開発することで、ジェネリック医薬品を選択する際に当社製品が有力な選択肢となり、他社との差別化により当社製品の競争力を高めて、収益力の強化に結びつくものと考えている。なお、当該買収は未だ完了していないので、今後何らかの事由により合意が解消された場合は運転資金として借り入れている借入金の返済資金に充当する。

加えて、外注製品の内製化促進を狙いとして、山形工場（山形県天童市）においても設備投資を予定しており、新製造工場の建設と製造ラインの新設に平成26年5月から平成29年3月までに2,500百万円を充当する。

一方、先発医薬品特許失効の中心が低分子医薬品からバイオ医薬品へと移りつつある中で、バイオシミラー

( )分野への戦略的な投資拡大を当社グループでは図っている。

その中で、従来より開発を進めているバイオシミラー医薬品のインフリキシマブ（レミケード）のグローバル展開を図るため、当該医薬品を開発している当社の関連会社である韓国のAprogen Inc. が保有する同製剤の開発データを取得する予定であり、平成28年3月までに当該取得資金に1,000百万円を充当する予定である。

加えて、バイオシミラー医薬品で現在開発を進めているインフリキシマブ（レミケード）、及びトラスツマブ（ハーセプチン）に次ぐ医薬品としてダルベポエチン（ネスプ）の開発費用に、平成26年4月から平成29年3月までに1,700百万円を充当する予定である。

更に、米国市場への進出を準備しており、上記インフリキシマブ（レミケード）と当社既存製品による米国進出のために、同国での製造販売承認を取得するための臨床試験費用等に平成26年4月から平成29年3月までに2,000百万円を充当する予定である。

( )バイオシミラー医薬品：国内で既に新有効成分含有医薬品として承認されたバイオテクノロジー応用医薬品と同等/同質の品質、安全性、有効性を有する医薬品として、異なる製造販売業者により開発される医薬品。インフリキシマブは主として関節リウマチの治療に、トラスツマブは乳癌の治療に、またダルベポエチンは腎性貧血の治療にそれぞれ用いられる。

なお、第三部 参照情報 第1 参照書類の1 有価証券報告書（第49期）「第一部 企業情報 第3 設備の状況 3 設備の新設、除却等の計画 (1) 重要な設備の新設等」については、本有価証券届出書提出日（平成25年11月27日）現在（但し、既支払額については平成25年10月31日現在）、以下のとおりとなっている。

#### 新設

会社名 事業所名	所在地	設備の内容	投資予定金額		資金調達方法	着手及び完了予定年月		完成後の 増加能力
			総額 (千円)	既支払額 (千円)		着手	完了	
提出会社 管理本部	富山県富山市	ソフトウェア	2,102,037	137,232	自己資金及び リース	平成23年 1月	平成29年 3月	(注) 2



提出会社 山形工場	山形県天童市	製造設備等	2,500,000		増資資金	平成26年 5月	平成29年 3月	(注)3
提出会社 製剤技術開発センター	静岡県富士市	開発設備等	3,000,000		増資資金	平成26年 10月	平成27年 12月	(注)4
承継予定新子会社 富士工場	静岡県富士市	製造設備等	2,800,000		当社からの融 資資金及び自 己資金	平成26年 4月	平成29年 3月	(注)3

- (注) 1. 当社グループの事業は医薬品事業の単一セグメントであるため、セグメント名称欄は省略している。
2. 完成後の増加能力は、受発注のリードタイムの短縮及びコスト管理等を目的としているため、記載していない。
3. 完成後の増加能力は、当社グループ総体での工場拡張余力の確保や合理化等を目的としており、個々には記載していない。
4. 開発の効率化・スピード化並びに開発及び品質保証体制の強化を目的としており、完成後の増加能力を数値的に算定することは困難なため、記載していない。

## 第2【売出要項】

該当事項なし

## 【募集又は売出しに関する特別記載事項】

### 1. 本資金調達方法を選択した理由

当社は、今回の資金調達に際して、資金調達の規模と確実性及び既存の株主の利益保護を並立させるべく、公募増資等の様々な資金調達の手法を検討した。その結果、以下の理由から、上記の2点を充足すると考えられる資金調達手法としてコミットメント型ライツ・オファリングの方法を選択することとした。

#### 資金調達の規模と確実性

コミットメント型ライツ・オファリングにおいては、発行会社が証券会社（本件では野村證券株式会社であり、以下かかる立場の同社を「コミットメント会社」という。）と引受契約（本件におけるコミットメント契約）を締結することで、割当決議後の発行会社の普通株式の株価推移や既存の株主その他の一般投資家の新株予約権の行使状況に関わらず、原則として、当該決議時に予定していた金額の資本調達を実現できることが特徴である。本件では、一般投資家によって行使されなかった本新株予約権は、当社が取得条項に基づき取得した上で、コミットメント契約に基づき、原則としてコミットメント会社に全て譲渡され、コミットメント会社は当社から譲渡を受けた本新株予約権全てを行使することが合意されている。

なお、ライツ・オファリングによる資本調達手法としては、ノン・コミットメント型ライツ・オファリングも存在するが、ノン・コミットメント型ライツ・オファリングにおいては、行使期間内において行使されなかった新株予約権が失権（消滅）し、当初予定した金額の資本調達が実現できない可能性があるため、当社では、比較的大規模な資本調達を確実に実現できるコミットメント型ライツ・オファリングを選択している。

#### 既存の株主の利益保護

本件では、既存株主が保有する当社普通株式の数に応じて本新株予約権が割り当てられるため、増資後も持分割合の維持を希望される既存株主は、割り当てられた本新株予約権を行使し、行使代金として必要な金銭を払い込むことによって当社普通株式を取得することができる。一方で、発行された本新株予約権が東京証券取引所において上場される予定であるため、既存株主が本新株予約権の行使を望まない場合には、本新株予約権を市場取引等により売却することも可能であり、1株当たりの経済的価値の希薄化による経済的不利益の全部又は一部を補う機会を得ることが期待できる。

また、最近の当社の外国人株主の保有比率は20%を超えて推移しており、その中でも米国株主の保有比率が10%を超えていることが合理的に予想されるため、今回の資金調達では、米国株主を含む外国人株主にも資本増強のプロセスに平等に参加できるよう検討した。具体的には、これまで国内で実施されたライツ・オファリングでは、米国証券法に基づくルール801に定められた登録義務の免除規定に依拠し、その要件を充足する場合に限り米国株主にも新株予約権の行使を認めている事例もあったが、当社のように外国人株主の保有比率が20%を超えており、米国株主の比率が10%以下であること等のルール801の適用要件を充足することができない可能性がある場合には、事実上、米国株主による新株予約権の行使を制限するケースもあった。そのような状況を回避するため、本件では、ルール801に依拠せず、米国証券法第4条第(a)項第(2)号又は米国証券法に基づくレギュレーションSに依拠したスキームを適用することにより、米国の適格機関投資家の株主（新株予約権者）も本新株予約権を行使することができる。

### 2. 発行条件の合理性（権利行使に係る価額及びその算定根拠）

当社普通株式1株を取得するための行使代金については、676円（本新株予約権1個当たり338円）、当社普通株式1株当たりの出資価額については、644円（本新株予約権1個当たり322円）と設定している（行使代金と出資価額の差額である32円（本新株予約権1個当たり16円）がコミットメント会社に対して支払われる手数料となる。）。これは、上記「第1 募集要項 2 新規発行による手取金の使途（2）手取金の使途」に記載の今後の資金使途、本新株予約権の行使により発行される予定の株式の数及び本新株予約権の行使の可能性（本新株予約権が行使されやすいよう、時価を下回る行使代金を設定している。）、コミットメント会社に対して支払われる手数料等を総合的に勘案して決定されたものである。なお、当社は、コミットメント会社との間で、株主が行使を行わなかった本新株予約権については、当社が取得条項に基づき取得した上で、原則としてコミットメント会社に全て譲渡し、コミットメント会社が当該本新株予約権を全て行使することを内容とするコミットメント契約を締結しており、かかるコミットメント会社による本新株予約権の行使により当社の必要資金が確保されるスキームとなっている。

これまでのライツ・オファリングのコミットメントに係る手数料は、発行会社が引受人に支払う方法で行われており、この場合には引受手数料が発行会社の費用として計上されるため、発行会社の経営指標である経常利益や1株当たり当期純利益等に影響を与えることになる。

一方、公募増資では、証券会社は一般投資家の購入価格である発行価格で募集を行い、発行会社には手数料相当額を差し引いた発行価額が払い込まれるのが一般的であり、この場合、発行会社は引受手数料を費用計上しない。

このように、ライツ・オファリングと公募増資は、株式の発行による資本調達という経済的效果は同じながら、発行会社における手数料の会計処理が異なることから、投資家にとって財務指標等の比較が困難になる可能性がある。

今回、当社が採用する方式の場合には、投資家の支払う「行使代金」は「出資価額」に「引受手数料」を加えた金額となり、引受手数料が発行会社の費用として計上されないため、上記のような会計処理の違いを回避することができる。

また、当社普通株式の権利落ち後の理論株価は投資家の支払う「行使代金」を元に算出されることが想定されるため、コミットメントに係る手数料の支払方法によって、投資家にとって経済的に大きな違いは生じないと考えている。

### 3. ロックアップについて

引受人による本新株予約権の引受けに関連して、当社の筆頭株主である株式会社TAMURA及び当社の代表取締役社長であり、かつ大株主である田村友一並びに株式会社TAMURAから同社に割り当てられる本新株予約権の全部又は一部を譲り受ける予定の株式会社拓は、引受人に対し、それぞれ、平成25年11月27日(水)(当日を含む。)から平成26年5月25日(日)(当日を含む。)までの期間(以下「ロックアップ期間」という。)中、引受人の事前の書面による同意なしには、当社株式の売却等(但し、株式会社TAMURAが株式会社拓に対して平成26年1月10日までに行う本新株予約権の売却又は譲渡等を除く。)を行わない旨を合意している。

また、引受人による本新株予約権の引受けに関連して、当社は引受人に対し、ロックアップ期間中、引受人の事前の書面による同意なしには、当社株式の発行、当社株式に転換若しくは交換されうる有価証券の発行又は当社株式を取得若しくは受領する権利を表章する有価証券の発行等(但し、本新株予約権の行使による当社普通株式の発行並びに平成25年6月21日開催の当社の定時株主総会で承認された買収防衛策に基づく新株予約権の発行(割当て)及び同新株予約権の行使による当社の株式の発行又は交付等を除く。)を行わない旨を合意している。

### 4. 既存株主の本新株予約権の行使について

当社の代表取締役社長であり、かつ大株主である田村友一(平成25年11月27日(水)現在で、当社普通株式1,188千株(当社の発行済株式総数の2.92%に相当)を保有)より、本新株予約権無償割当てによって割り当てられる全ての本新株予約権を行使することについて、コミットメント会社との間で、平成25年11月27日付で覚書を締結した旨の報告を受けている。

また、当社の筆頭株主である株式会社TAMURA(平成25年11月27日(水)現在で、当社普通株式4,284千株(当社の発行済株式総数の10.52%に相当)を保有)は、本新株予約権無償割当てによって割り当てられる本新株予約権の全部又は一部を同社の完全子会社である株式会社拓に譲渡する予定であるが、株式会社TAMURAに割り当てられる全ての本新株予約権につき、行使の時点において株式会社TAMURAが保有する本新株予約権については株式会社TAMURAが、株式会社拓が保有する本新株予約権については株式会社拓が、それぞれ行使することについて、コミットメント会社との間で、平成25年11月27日付で覚書を締結した旨の報告を受けている。

なお、株式会社TAMURA、株式会社拓及び田村友一は、一般投資家による本新株予約権の行使に大きな影響を与えることを避けるため、上記「3. ロックアップについて」に記載のとおり、それぞれ、原則としてロックアップ期間中においては当社株式の売却等を行わない旨をコミットメント会社と合意している。

## 5．新株予約権の行使請求の期限について

上記「第1 募集要項 1 新規発行新株予約権証券 (2) 新株予約権の内容等 (注) 4.(ロ)」に記載のとおり、会社法上の本新株予約権の行使期間は、平成26年1月14日(火)から平成26年1月24日(金)まで及び平成26年1月30日(木)であるが、当社は、平成26年1月29日(水)に、同日において残存する本新株予約権の全部を取得する。したがって、一般投資家が本新株予約権を行使する場合には、同(注)4.(イ)に記載のとおり、平成26年1月14日(火)から平成26年1月24日(金)までの期間に本新株予約権の行使請求を行う必要がある。そして、本新株予約権の行使請求の効力は、行使請求に要する事項の通知が行使請求受付場所に到達し、かつ、当該本新株予約権の出資価額の全額が払込取扱場所の当社の指定する口座に入金された日に発生するため、一般投資家が本新株予約権を行使するためには、行使請求受付場所において、本新株予約権の行使請求取次ぎに必要な事項の通知が受理されるとともに、行使代金の支払いが確認されていることが必要となるが、振替機関が公表している標準処理日程によれば、一般投資家権利行使期間の満了日当日に本新株予約権の行使請求の申出及び行使代金の支払いを行った場合には、一般投資家権利行使期間の期間内に本新株予約権の行使請求取次ぎに必要な事項の通知が行使請求受付場所に到達せず、本新株予約権の行使請求の効力が生じない可能性がある。そのため、一般投資家が一般投資家権利行使期間の期間内に確実に本新株予約権の行使を行うためには、遅くとも、平成26年1月23日(木)の営業時間中に、口座管理機関(機構加入者)に対する本新株予約権の行使請求の申出及び行使代金の支払いに係る手続きが完了していることが必要になる。但し、一般投資家からの行使請求の受付期間は、各口座管理機関において異なる可能性があるため、必ず各一般投資家自身で、各口座管理機関に確認する必要がある。

## 6．単元未満株式の交付について

本新株予約権無償割当てにおいては、本新株予約権1個当たりの目的となる株式の数が0.5株であり、当社の単元株式数は100株であることから、200個未満の本新株予約権の行使に際しては、1単元に満たない数の株式が交付されることとなる。当社の定款上、単元未満株式を有する株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができないとされている。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
- (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利
- (4) 当社株式取扱規則に定めるところにより、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を買増すことを請求する権利

## 第3【第三者割当ての場合の特記事項】

該当事項なし

## 第4【その他の記載事項】

該当事項なし

## 第二部【公開買付けに関する情報】

該当事項なし

## 第三部【参照情報】

### 第1【参照書類】

会社の概況及び事業の概況等金融商品取引法第5条第1項第2号に掲げる事項については、以下に掲げる書類を参照すること。

#### 1【有価証券報告書及びその添付書類】

事業年度 第49期（自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日）  
平成25年6月21日関東財務局長に提出

#### 2【四半期報告書又は半期報告書】

四半期報告書

事業年度 第50期第1四半期（自 平成25年4月1日 至 平成25年6月30日）  
平成25年8月12日関東財務局長に提出

事業年度 第50期第2四半期（自 平成25年7月1日 至 平成25年9月30日）  
平成25年11月14日関東財務局長に提出

#### 3【臨時報告書】

1の有価証券報告書提出後、本有価証券届出書提出日（平成25年11月27日）までに、企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づく臨時報告書を平成25年6月26日に、企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第2号の2の規定に基づく臨時報告書を平成25年9月9日に、企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第1項及び同条第2項第1号の規定に基づく臨時報告書を平成25年11月27日に、それぞれ関東財務局長に提出

#### 4【訂正報告書】

訂正報告書（上記3の平成25年9月9日付臨時報告書の訂正報告書）を平成25年9月30日に関東財務局長に提出）

## 第2【参照書類の補完情報】

参照書類である有価証券報告書及び四半期報告書（以下「有価証券報告書等」という。）に記載された「事業等のリスク」について、有価証券報告書等の提出日以降、本有価証券届出書提出日（平成25年11月27日）までの間に生じた変更及び追加事項は以下のとおりである。なお、当該変更及び追加箇所については\_\_\_\_\_ 〆で示している。

また、当該有価証券報告書等には将来に関する事項が記載されているが、下記「事業等のリスク」に記載する事項を除き、当該事項は、本有価証券届出書提出日（平成25年11月27日）現在においてもその判断に変更はなく、新たに記載する将来に関する事項もない。

なお、「対処すべき課題」に記載している将来に関する事項については、あくまで目標であり、その実現の確約や保証を行うものではない。

### [ 事業等のリスク ]

#### h 資本・業務提携・買収に係るリスク

当社グループは、商品の販売、ジェネリック医薬品の共同開発の他、バイオ後続品（バイオシミラー）の開発等に関し、他社との資本・業務提携・買収を行っております。今後、何らかの事情により、提携関係等が変更、解消になった場合、経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

また、当社グループは、平成25年9月27日付でアステラス製薬株式会社の生産子会社であるアステラスファーマテック株式会社の製造拠点の一つである富士工場（静岡県富士市）の会社分割方式による事業の承継を平成26年4月1日より行うことに関し、アステラスファーマテック株式会社と基本合意を締結しておりますが、当該買収に関しては未だ完了していませんので、今後何らかの事由により、会社分割方式による事業の承継が円滑に進まず、合意が解消になる可能性があります。

## 第3【参照書類を縦覧に供している場所】

日医工株式会社 本店  
（富山県富山市総曲輪一丁目6番21）  
株式会社東京証券取引所  
（東京都中央区日本橋兜町2番1号）

## 第四部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項なし

## 第五部【特別情報】

該当事項なし